美郷町地域おこし協力隊
募集要領（都賀本郷連合自治会）

令和３年１２月１日現在
島根県美郷町

美郷町では、高齢化及び急激な少子化により地域力が低下し、将来において地域の存続すら危惧されてきています。将来に渡って地域が持続していくためには、その地域で生活を共にし、地域の活動に参加する、担い手となる人材が必要です。

そこで、地域力の維持・強化を図るために、地域おこし協力隊を下記のとおり募集します。

なお、採用が決定（内定）した場合、募集を終了（休止）することがありますのでご了解ください。

Ⅰ．配置先の概要と配置方針・主な業務・募集人数

配置先	配置先の概要と配置方針	主な業務	募集人数
都賀本郷連合自治会	都賀本郷連合自治会では、地域が自立し、地域の維持・活性化及び福祉を充実させることを目標に、様々な取り組みを進めています。その中の交流拡充、担い手育成、小さな拠点づくり分野においては、地域内人材だけで進めていくことが難しく、外部人材の力を必要としています。情報受発信や産業づくりを中心に積極的に取り組んでもらえる人材を募集します。	・空き家等を拠点として情報の受発信を行う。 ・近隣地域の関係者とのネットワークを構築し、情報受発信の相乗効果を図る。 ・他の協力隊員と協力・連携して新たな事業展開を図る。 ・人、物、情報が集まる拠点を作る。	１名

「伝統芸能と光の祭典」境内の飾りつけ

都賀地域の冬の風景

２．募集条件

（１）年齢　問いません。
（２）性別　問いません。
（３）居住地要件（現在お住まいの住所地）
　３大都市圏内の都市地域、政令指定都市（条件不利地域は除く）、３大都市圏内の一部条件不利地域のうち条件不利区域以外の区域にお住まいの方、又は、これまで地域おこし協力隊として、一定期間（２年以上）活動し、かつ解職から１年以内である者で、活動期間中、美郷町に住民票を異動することができる者。
※３大都市圏：埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部。
※都市地域：次の「条件不利地域」に該当しない市町村。
※条件不利地域：次の①～⑦のいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村とする。
①過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、②山村振興法、③離島振興法、④半島振興法、⑤奄美群島振興開発特別措置法、⑥小笠原諸島振興開発特別措置法、⑦沖縄振興特別措置法
（４）普通自動車運転免許を持っていること。
（５）パソコンの操作ができること。(ワード・エクセルなど)
（６）心身ともに健康で、地域住民と協力しながら活性化活動に取り組むことができる者。
（７）地域内に居住すること。
　地域外に居住し、活動場所まで通勤することは認められません。必ず地域内に居住していただき、地域の活動やイベントなどにも参加していただきます。
（８）任期終了後、美郷町において起業・定住に意欲のある方。
（起業する場合、２００万円の起業支援補助金制度あり）
注：地域おこし協力隊員としてふさわしくないと判断した場合、又は、上記の募集条件に該当しなくなった場合は、雇用期間中であってもその職を解くことがあります。

３．共通業務及び活動

共通業務及び活動は次のとおりです。
（１）地域おこしの提案と実践（分野は問いません）
（２）協力隊員同士の連携・協働活動
（３）地域活動への参加及び参画（自治会活動・イベント・祭りなど）
（４）集落支援員及び配置先（受入先）との連携・協力
（５）連絡会議・研修会・成果報告会などへの参加
（６）その他、目的達成に資する活動

４．任期

任用の日からその年度の３月３１日まで
（任用の日から最長３年間を限度に再任用が可能です。）

５．報酬等

美郷町会計年度任用職員となります。
報酬及び社会保険等の条件は次のとおりです。
（１）基本報酬（月額）　１４５,７６０円 ～ １５６,４００円
（２）期末手当（年率）　２.４（ただし、採用月により異なります。）
　　支給月６月・１２月
（３）社会保険等　　厚生年金、健康保険、雇用保険、労災保険

６．勤務時間・勤務日・休日・休暇

（１）勤務時間
　標準の勤務時間は、４週を超えない期間につき１週間あたり３１時間、１日あたり７時間４５分とします。

（２）勤務日
　月曜日から金曜日までのうち４日間を原則とします。ただし、業務及び活動状況を考慮し、１週間の範囲内において勤務日を振り替えることができます。

（３）休日
　勤務を要しない日（休日）は、土曜日・日曜日・祝日及び年末年始（12 月 29 日～１月３日までの６日間）とします。

（４）休暇
　年次有給休暇　１０日～１２日（ただし、採用月により異なります。）
　その他の休暇　夏期休暇、忌引等で町規程によります。

７．待遇・福利厚生

住居は地域内にある空き家等を町が借り上げ、借り上げ料は町が負担します。

８．応募方法、審査方法、結果のお知らせ

（１）応募方法
　別紙「美郷町地域おこし協力隊応募用紙」にご記入のうえ、履歴書と応募動機（Ａ４一枚程度）、住民票を添付して美郷町役場美郷暮らし推進課に郵送又は持参してください。

（２）審査方法
　書類審査及び面接審査を行います。

（３）結果のお知らせ
　受付後、概ね７日程度で面接審査を行うか、不採用かの結果をお知らせします。
　面接審査後は、概ね７日程度で採用か不採用かの結果をお知らせします。
　なお、応募にかかる経費（書類申請・面接）はすべて応募者の負担となります。

９．募集期間

決定するまで（決定するまで随時受付を行います。）

１０．その他

（１）美郷町は、自然に恵まれた大変環境の良い町ですが、公共交通機関の利便性はよくありません。勤務以外の生活には、自家用車をお持ちの方が便利です。

（２）住居は、原則として空き家となります。トイレが水洗でない空き家もあります。町営住宅の場合もあります。

（３）空き家によっては、使用できる家具・家電がある場合がありますが、必要なものは基本的にはご自身でお揃えください。

（４）前もって、美郷町及び地域の下見等を希望したい方は是非ご相談ください。

１１．応募先・お問い合わせ先

〒699-4692　島根県邑智郡美郷町粕渕 168 番地
美郷町役場　美郷暮らし推進課
電話　0855-75-1212　　FAX　0855-75-0255
メール　teiju_sec@town.shimane-misato.lg.jp

みさと。
MISATO TOWN
SHIMANE